

平成24年7月5日

照会先：

医薬食品局審査管理課

猪熊（4224）

## 第24回日米欧医薬品規制調和国際会議の結果

### 1. 概要

平成24年6月2日から7日まで、福岡県福岡市において、合計約240名の参加のもと、第24回日米欧医薬品規制調和国際会議（ICH）が開催された。

今回の会合では、運営委員会では、特に、ガバナンスの改善として、ガイドライン策定における規制当局と産業界の役割等が議論され、基本方針について最終的に合意された。

また9トピックの専門家作業部会が開催され、対面会合が行われなかつたものを含め4トピックで次ステップに移行することが合意された。詳細は、次のとおり。

#### （1）主な参加者（運営委員会）

日本： 安田 尚之（厚生労働省）、富永 俊義（医薬品医療機器総合機構）

和田 康平、岸 倉次郎（日本製薬工業協会）

米国： T. ムーリン、J. モルゾン、J. ブレア（米国食品医薬品局（FDA））

A. ティル（米国研究製薬工業協会）

EU： L. リンドストローム（EU委員会）、T. サルモンソン（欧洲医薬品庁）

S. ルイク（欧洲製薬団体連合会）

オブザーバー：L. ラゴ（WHO）、M. ウォード（カナダ厚生省）、

P. ドエー（EFTA（スイスメディック））

#### （2）ガバナンスの改善

ICHガイドラインの策定過程における規制当局と産業界の責任を明確にするため、技術文書として規制当局・産業界で合意（ステップ2a）の上、それ以降はガイドライン策定として規制当局の責任のもと実施されることとした。また、各ガイドラインの作成において、従来のラポーターとは別に、議長を設置し、その議長は規制当局が行うこととされた。また、新トピックの採択に際し、産業界との合意が得られない場合の例外的措置として、規制当局の合意のもとで採択ができるとされた。なお、規制当局と産業界の位置づけに変わることはない。

今般の合意に基づき、次回会合に向け、I C H手順書の改訂作業とともに、必要な措置を講じることとされた。

(3) 開催された専門家作業部会

(ア)会合のあったトピックス等

コード	内容
M2	医薬品規制情報の伝送に関する電子的標準（様式等作成）
M5	医薬品辞書のためのデータ構成とスタンダード
M7	潜在的発がんリスクを低減するための医薬品中DNA反応性（変異原性）不純物の評価及び管理
M8	eCTD（電子化コモン・テクニカル・ドキュメント）
E2B(R3)	個別症例安全性報告を伝送するためのデータ項目
E2C(R2)	市販医薬品に関する定期的安全性最新報告について
S10	光毒性
S1	医薬品のがん原性試験
Q3D	金属不純物

(イ) 主な進展事項

○ステップに変化のあったもの（括弧内は移行後のステップ）

- 1) M8 (eCTD) 次世代規格の実装ガイド（案）（ステップ2に向けてのテスト）
- 2) M8 (eCTD) 現行規格 Q&A v.1.22 （ステップ4）
- 3) E3 (治験総括報告書の構成と内容) Q&A （ステップ4）
- 4) Q4B (局方の相互利用) Annex 13 (付属書13: かさ密度及びタップ密度試験法) （ステップ4）

3. 今後の予定

次回会合は2012年11月10日～15日に、サンディエゴ（米国）で開催予定である。

## ICH トピック & ガイドライン 進捗状況

2012年6月15日現在

	品質 Quality		安全性 Safety		有効性 Efficacy		複合領域 Multidisciplinary	
	コード	コード	コード	コード	コード	コード	コード	コード
Step 5*	Q1A(R2)		S1A		E1		M1	ICH国際医薬用語集(MedDRA)
	Q1B		S1B		E2A		M2	緊急安全性情報等の電子媒体による伝達
	Q1C		S1C(R2)	SIC, SIC(R)	E2B(R2)		M2(e-CTD)	電子化申請様式(v.3.2.2)
	Q1D		S2A		E2B(M)		M3(R2)	非臨床試験の実施時期
	Q1E		S2B		E2C(R1)		M3(M)	コメント・テクニカル・ドキュメント
	Q2(R1)	Q2A, Q2B	S3A		E2C		M4	
	Q3A(R2)		S3B		E2D			
	Q3B(R2)		S4	S4, S4A	E2E			
	Q3C(R5)	Q3C, Q3C(M)	S5(R2)	S5A, S5B	E3			
	Q4B		S6(R1)		E4			
Step 5*	Q4B(Annex1)(R1)				E5(R1)	E5		
	Q4B(Annex2)(R1)							
	Q4B(Annex3)(R1)							
	Q4B(Annex4A, 4B, 4C)(R1)							
	Q4B(Annex5)(R1)							
	Q4B(Annex6)(R1)							
	Q4B(Annex7)(R1)							
	Q4B(Annex8)(R1)							
	Q4B(Annex9)(R1)							
	Q4B(Annex10)(R1)							
Step 5*	Q4B(Annex11)							
	Q4B(Annex12)							
	Q5A(R1)	Q5A						
	Q5B							
	Q5C							
	Q5D							
	Q5E							
	Q6A							
	Q6B							
	Q7	Q7A						
Step 4*	Q7A							
	Q8(R2)							
	Q9							
Step 4*	Q10							
Step 4*	Q4B(Annex7)(R2)				E2F			
	Q4B(Annex13)							
	Q11							
Step 3*								
	Q4B(Annex6)(R1)							
Step 3*	Q4B(Annex14)							
Step 2*								
Step 1*	Q3D		金属不純物	S1 S10	医薬品のがん原性試験(見直し) 光安全性の評価		M7	潜在的発がんリスクを低減するための医薬品中DNA反応性(変異原性)不純物の評価および管理
							M8(e-CTD)	電子化申請様式(v.4.0)

\* Step 1 : トピックの選定・問題点の分析、EWGの設置、ICH調和ガイドライン案の起草

Step 2 : ICH調和ガイドライン案の決定・承認

Step 3 : 各極におけるガイドライン案に対する意見聴取、寄せられた意見に基づくガイドライン案の修正

Step 4 : ICH調和ガイドライン最終合意

Step 5 : 各極における国内規制への取り入れ

※ガイドラインの新しいコーディング方法について

ガイドラインの変更(改訂、修正、追加等)の度に、コードに(R1)、(R2)、(R3)…が付けられます。但し、既に実施中のガイドライン本文中に記載されたコードは変更されません。